

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の  
推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自  
衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業  
のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)

## 業務細則

**災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)業務細則**

(目的)

第1条 この業務細則は、一般財団法人エルピーガス振興センター(以下「振興センター」という。)が定める災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)(以下「補助金」という。)の申請の手続等を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この業務細則で使用する用語は、特に定めのない限り、業務方法書において使用する用語の例による。

(リースの定義)

第3条 業務方法書第4条第1項及び第8条で規定するリースとは、業として行うリースに限るものとする。

(補助対象設備等)

第4条 業務方法書第4条第2項第1号で規定する業務細則に定める機器は、次のとおりとする。

(1)「石油ガスを貯蔵する容器」として「シリンダー容器」で供給する場合は、次のとおりとする。

イ.「シリンダー容器」は、50kgシリンダー容器とし、6本以上設置することを基本とする。ただし、振興センターが認めた場合はその限りではない。

ロ.「石油ガスの供給に必要な設備」は以下の機器とする。なお、①から⑤については、必ず設置又は装備していなければならない。

- ① 張力式ガス放出防止器付高圧ホース
- ② 供給ユニット(自動切替式圧力調整器を装備したものであること)
- ③ マイコンメーター
- ④ 配管の末端にガス栓を10個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス(防滴型)で保護すること
- ⑤ シリンダー容器の転倒防止のための2重以上のボンベチェーンや安全対策のための容器収納庫(容器専用に限る。)及びガード等の設置

- ⑥ 蒸発器(第3号の各々のユニットを稼働させるためLPガス発生量を補う最小限のものを設置できるものとする。且つ大規模災害時等に系統電力の供給が途絶した場合でも使用できること。)
  - ⑦ 残ガス警報通信設備や集中監視システム装置など、振興センターが個別に必要であると認めた設備又は機器等
- (2)「石油ガスを貯蔵する容器」として「バルク容器」で供給する場合は、次のとおりとする。
- イ。「バルク容器」は、容器の容量が290kg以上3,000kg未満の機器とする。また、災害時に活用される次号で規定する各LPガスユニットが使用目的に対して、十分な性能発揮や稼働時間が賄えるよう、適正な容量及び供給能力を有するものとする。
  - ロ。「石油ガスの供給に必要な設備」は以下の機器とする。なお、以下の①から⑤は必ず設置又は装備されていなければならない。
    - ① 供給ユニット(圧力調整器等)
    - ② 低圧フレキ管
    - ③ マイコンメーター
    - ④ 配管の末端にガス栓を10個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス(防滴型)で保護すること
    - ⑤ バルクベース(災害発生時において、コンクリートベース等が当該「バルク容器」及び「石油ガスの供給に必要な設備」を保護するのに十分な強度が担保できる場合又は地下埋設で設置する場合を除く。)
    - ⑥ 補助対象設備を保護するためのガードパイプや法令順守のための防護壁等
    - ⑦ ガス検知器又はガス漏れ警報通信設備
    - ⑧ 残ガス警報通信設備又は集中監視システム設備
    - ⑨ 支柱ユニット
    - ⑩ 蒸発器(第3号の各々のユニットを稼働させるためLPガス発生量を補う最小限のものを設置できるものとする。且つ大規模災害時等に系統電力の供給が途絶した場合でも使用できること。)
    - ⑪ その他、振興センターが個別に必要と認めた設備及び機器等
- (3)前各号で定める機器と組み合わせて、下記の①、②、③のいずれかのユニットを一つ以上必ず購入し、設置しなければならない。④は①、②のいずれかのユニットを一つ以上組み合わせて購入し、設置しなければならない。
- ただし、補助事業者自らが購入又は既に設置している機器等を活用する場合を除く。なお、令和元年度補正に限り、下記の①の設置は必須とする。ただし、既にLPガス発電機(コジェネレーションを含む。)を補助対象設備の設置施設に設置している場合は、この限りではない。
- また、1つの機器で複数の機能を持つものも対象とするが、①、②、③又は④のいずれかに該当する範囲に限る。
- ① LPガス発電機ユニット(コジェネレーションを含む。)
  - ② LPガス空調機器ユニット(GHP)
  - ③ LPガス燃焼機器ユニット(調理、炊飯、給湯、コジェネレーション等の用に供するもの)

#### ④ LPガス簡易スタンドユニット

- (4)前号の①、②、③及び④で規定する各ユニットは、LPガスを燃料とするもので、かつ第1号又は第2号から燃料が供給されなければならない。
- (5)規定する各ユニットのうち、燃焼機器と同時に附帯して購入する機器又は備品等は、災害時のみに使用されるものに限る。ただし、点検又は訓練で使用される場合を除く。
- (6)令和元年度補正に限り、業務方法書第4条第2項第3号④に定める液化石油ガススタンドが、災害時において施設の稼働の継続を目的とした発電機(石油製品によって稼働する発電機を含む。)を設置した場合、「石油ガスを貯蔵する容器」を新たに設置せず、既存の貯蔵設備から供給を行っても良いこととする。

#### 2 業務方法書第4条第2項第2号に規定する業務細則に定める仕様及び設置工事の範囲は、次のとおりとする。

- (1)前項に規定する設備及び機器等は、国内の関係法令等の基準を満たしたものであり、かつ、国内での販売又は設置が認められているものに限る。
- (2)前項1号イ. に規定するシリンダー容器を設置する場合は、張力式ガス放出防止器付高圧ホースで接続し、ボンベチェーンを2重以上に施す等、転倒防止や安全対策を行い、必要に応じ防護柵等を設けること。
- (3)前項2号イ. に規定するバルク容器を地上に設置する場合は、法令基準を満たす高さ以上のコンクリート等、強度のあるものの上に設置する他、原則としてバルクベース(C型鋼又はH型鋼製スキッドベース)の上にバルク容器等を固定すること。また、必要に応じ周囲に防護柵等を設けること。
- (4)LPガスの配管途上には必要に応じて金属フレキ管を設けること。
- (5)前項3号の①、②、③及び④は、系統電力、都市ガス、水道の供給が途絶した場合でも自立して稼働できる仕様でなければならない。
- (6)前項3号の①、②、③及び④で規定する各ユニットのうち、各構成機器又は設備は、あらかじめ災害時に使用する目的及び用途を申告し、適正な能力を有するものでなければならない。
- (7)LPガス配管については、石油ガスを貯蔵する容器から補助対象設備機器に専用で接続する配管は補助対象とするが、常用配管と併用する配管の場合は補助対象外とする。また、電気配線については、石油ガス災害バルク等から電源切替盤までの電気配線を補助対象とする。

#### 3 業務方法書第4条第2項第3号の②公的避難所、③一時避難所となり得るような施設に規定する設置場所は、次のものをいう。

- (1)「公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設)」とは、地方公共団体によって所有される公共施設のうち、災害時に避難所として利用される、自治体庁舎、学校、公民館、体育館などの公共施設をいう。
- (2)「一時避難所となり得るような施設」とは、民間等が所有する工場、事業所、商業施設、私立学校、旅館、マンションなどの施設又は敷地のうち、地方公共団体が災害時に当該施設等を避難所として活用できることを認知しているものをいう。
- (3)前号における地方公共団体の認知は、協定書や覚書等で明確に確認できるもののほか、地方公共団体のホームページでの公表や地方公共団体からの証明書など、い

いずれの形式であっても認知を明確に確認できるものであれば、これを問わない。

- (4) 第2号に規定する地方公共団体の認知を交付申請書の提出日以降に行う場合は、当該申請が交付決定を受け、開始した補助事業の完了までに認知を受けなければならない。また、前号に該当する場合も同様とする。
- 4 業務方法書第4条第3項に規定する「3日分以上の石油ガス」とは、第7条に規定する交付申請書の添付書類である燃料消費量計算書により、設置予定のLPガスを貯蔵する容器の容量合計の50%に当たる量が、災害時3日間に使用する設備が全て適正に稼働するために必要な消費量を賄うために必要なLPガスの量を上回るものとする。
- 5 業務方法書第4条第2項3号④の液化石油ガススタンドについては、前項の要件を満たすことと併せて、発電機(石油製品によって稼働する発電機を設置する場合は、前項の「LPガス」は、「石油製品」に読み替えることとする。)の設置を必須とする。

(機器の品番)

#### 第5条 削除

(募集方法及び期間)

- 第6条 振興センターは、業務方法書第6条に規定する補助事業の募集を行うに当たっては、原則として、公募説明会を実施するものとする。
- 2 振興センターは、申請の受付は期間を区切って行うものとし、補助金の予算の範囲内で交付を行うものとする。
- 3 補助事業の募集方法及び期間等は、振興センターが別に定めるものとする。

(交付申請書及び添付書類)

第7条 業務方法書第8条第1項に規定する交付申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交付申請書(様式第1)
- (2) 補助事業の実施に関する添付書類(別紙1)
- ① 補助事業実施場所の地図
  - ② 石油ガス災害バルク等を設置する敷地全体配置図(平面図)、避難所として使用する場所の図面(平面図)、設備の配置予定図(平面図)
  - ③ 補助事業対象施設の設置場所に関する確認に係る証明書類
  - ④ LPガス配管図(平面図、アイソメ図)
  - ⑤ 「3日分以上の石油ガス」の燃料消費量計算書(別紙9)
  - ⑥ 「災害時における一時避難所の運用」についての説明書(別紙10)
  - ⑦ 電気配線図及び電気系統図(該当する場合)  
災害時使用予定電気機器及び負荷リスト(別紙5)
  - ⑧ 予定工程表(別紙2)
  - ⑨ 購入及び設置工事の予定事業者の選定
    - i) 見積依頼書の写し
    - ii) 見積書の写し

- ⑩ i) 業務方法書第13条第2項に関する契約書(補助対象として経費計上しているもので、外注(請負や設備購入)契約又は委託契約をしている場合)
  - ii) リース契約書(案)・リース料減額証明書兼計算書(案)(別紙3)
  - ⑪ 実績報告書に添付する誓約書(案)(別紙4-1又は4-2のいずれか)
  - ⑫ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙6)
  - ⑬ 役員名簿(別紙7)
- (3) 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本(申請日より3ヶ月以内に取得)、会社案内、決算報告書(直近2ヶ年)、印鑑証明書(申請日より3ヶ月以内に取得)、ただし、新設の社会福祉法人にあつては決算報告書(直近2ヶ年)の提出ができなくてもよい。申請者が法人以外の場合は、事業内容、納税証明書(その2)(直近2ヶ年)、印鑑証明書(申請日より3ヶ月以内に取得)
- (4) その他振興センターが提出を求める書類

(補助金の交付決定等)

- 第8条 業務方法書第10条第3項に規定する交付決定通知書は、様式第2とする。
- 2 業務方法書第10条第8項に規定する交付決定次点通知書は、様式第3とする。
- 3 業務方法書第10条第9項に規定する不採択通知書は、様式第4とする。

(審査委員会での配慮事項)

第9条 業務方法書第9条第1項に基づき設置される審査委員会は、業務方法書第10条第1項により付議された申請を審査するときは、業務方法書第9条の規定により別に定める運営規定のほか、次の事項に配慮しなければならない。

- (1) 業務方法書第10条第2項に該当する「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」に基づく、「国土強靱化地域基本計画」を策定している地方公共団体又は民間企業等からの申請については、優先的に採択を行うよう配慮するものとする。
- (2) 地震防災対策として、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく防災計画の策定において、地震防災対策の強化を推進すべきとされる地域(以下「地震防災対策強化地域等」という。)として指定されている市区町村に設置されるものについては、前号の次に優先的に採択を行うものとする。なお、地震防災対策強化地域等は、以下の法律にもとづき指定されている地域とする。
  - イ. 首都圏直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)
  - ロ. 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)
  - ハ. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)
  - ニ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)
- (3) 第1号の申請を行うものは、国土強靱化地域基本計画に該当する旨の書類を提出しなければならない。
- (4) 第2号の申請を行うものは、様式第1にその旨を記載しなければならない。

- (5) 予算を超過する申請があった場合は、以下の優先順位で採択するものとする。また、優先順位は審査委員会運営規程の審査手順にて審査委員会で定める。
- ア. ①に該当する案件を優先採択。①のみで予算超過する場合はa～cの施設ごとに優先採択施設を採択。ここまでで予算超過する場合は、施設の機能維持に必要な燃料の保有日数の多い順に採択。
- イ. ①を全て採択した場合に予算残がある場合、②の案件について、①の採択手順と同様に採択案件を決定。
- ウ. ②を全て採択した場合に予算残がある場合、③の案件について、①、②の採択手順と同様に採択案件を決定。

- |  |
|--|
| <p>① 国土強靱化地域計画を策定している市区町村に設置する案件</p> <p>② 大規模地震対策特別措置法第3条等の規定により指定された地震防災対策強化地域等に設置する案件</p> <p>③ ①、②に該当しない案件</p> <p>a. 避難所: 指定避難所、福祉避難所を優先</p> <p>b. 医療施設: 全ての施設</p> <p>c. 社会福祉施設: 福祉避難所を最優先、入所施設は次点</p> |
|--|

(交付申請取下書)

第10条 業務方法書第11条に規定する交付申請取下書は、様式第5とする。

(補助事業の開始及び完了)

- 第11条 業務方法書第12条第1項に規定する補助事業の開始は、補助対象である設備及び設置工事を最初に発注した日とし、交付決定日以降とする。ただし、交付決定日以前において、申請者の自己責任で準備等を行うことについてはこれを妨げないが、これに要した費用等については補助対象外とする。
- 2 業務方法書第12条第2項に規定する補助事業の完了とは、補助対象LPガス設備等の購入及びその設置工事等(業務方法書第4条第2項3号③の一時避難所となり得るような施設については、地方公共団体の認知を得ることを含む。)が終了し、かつ、補助対象経費の支払いが全て完了していることをいう。

(契約等)

- 第12条 業務方法書第13条第1項に規定する契約については、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不相当である場合には、3者以上からの見積書を取った上で契約することができるものとする。(3者以上から見積書が取得出来ない場合は相当な理由を記載した書面を提出すること)
- 2 業務方法書第13条第2項に関する契約書等は、補助事業に関する実施計画書(別紙1)及び実施報告書(別紙8)で提出すること。

(計画変更承認申請等)

第13条 業務方法書第15条第1項に規定する計画変更等承認申請書は、様式第6とし、その提出期限は、原則として当該計画変更等承認申請に係る事業実施前までとする。

2 業務方法書第15条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資すると考えられる場合

(2) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない補助事業の細部の変更である場合

3 業務方法書第15条第1項のただし書きに規定する計画変更等届出書は、様式第7とし提出期限は事業完了日前までとする。

4 業務方法書第15条第2項に規定する計画変更等承認結果通知書は、様式第8とする。

(実施状況報告書)

第14条 業務方法書第16条に規定する実施状況報告書は、様式第9とする。

(計画遅延等承認申請書等)

第15条 業務方法書第17条第1項に規定する計画遅延等承認申請書は、様式第10とし、その提出期限は、交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月31日までとする。

2 業務方法書第17条第2項に規定する計画遅延等承認結果通知書は、様式第11とする。

(実績報告書及び添付書類)

第16条 業務方法書第18条第1項に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実績報告書(様式第12)

(2) 補助事業の実施報告に関する添付書類(別紙8)

① 購入及び支払いに伴う書類

② 石油ガス災害バルク等を設置した敷地全体配置図、設備の配置図、避難所として使用する場所の図面(平面図)

③ LPガス配管図(平面図、アイソメ図)

④ 「3日分以上の石油ガス」の燃料消費量計算書(別紙9)

⑤ 「災害時における一時避難所の運用」についての説明書(別紙10)

⑥ 電気配線図及び電気系統図(該当する場合)

⑦ 災害時使用機器(発電機等)の試運転報告書

⑧ 機器等の写真(補助対象設備が設置されていることが明確に分かること)

⑨ i) 業務方法書第13条第2項に関する契約書と補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との契約関



係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料

ii)リース契約書の写し・リース料金減額証明書の写し(別紙3)

⑩ 誓約書(別紙4-1又は別紙4-2のいずれか)

⑪ 石油ガス災害バルク等の設置に係る法律上の許認可の写し(該当する場合)

⑫ 地方公共団体が当該施設等を避難所として活用できると認知していることが明確に分かる証明書類等

⑬ 取得財産等管理明細表(様式第22)

⑭ 補助事業者の固定資産台帳の写し

(3)その他振興センターが提出を求める書類

(確定通知書)

第17条 業務方法書第19条第1項に規定する確定通知書は、様式第13とする。

(消費税等の仕入控除額の確定報告書等)

第18条 業務方法書第20条第1項に規定する消費税等仕入控除税額の確定報告書は様式14とする。

2 業務方法書第20条第2項に規定にする返還命令書は様式15とする。

(補助金の請求)

第19条 業務方法書第21条第2項に規定する精算払請求書は、様式第16とする。

2 業務方法書第21条第3項に規定する提出期限は、業務方法書第19条に規定する確定通知書を補助事業者が受理した日から7日以内とする。

(交付決定の取消し等)

第20条 業務方法書第22条第2項に規定する交付決定取消通知書は、様式第17とする。

2 業務方法書第22条第2項に規定する交付決定内容等変更通知書は、様式第18とする。

(補助金の返還命令書)

第21条 業務方法書第23条第1項に規定する返還命令書は、様式第19とする。

(災害時における石油ガス災害バルク等の稼働状況報告)

第22条 業務方法書第24条に規定する補助対象LPガス設備の稼働状況報告書は、様式第20とする。

2 業務方法書第24条に規定する災害とは次のものとし、補助対象LPガス設備が設置された市区町村及び隣接する市区町村で災害が発生した場合は、速やかに前項による報告を振興センターに行うものとする。

(1)暴風

(2)豪雨

(3)豪雪

(4)地震

- (5)津波
- (6)噴火
- (7)その他、振興センターが必要と認めた場合

(取得財産等管理台帳等)

第23条 業務方法書第25条第2項に規定する取得財産等管理台帳は、様式第21とする。

2 業務方法書第25条第3項に規定する取得財産等管理明細表は、様式第22とする。

(取得財産等の処分の制限等)

第24条 業務方法書第26条第3項に規定する財産処分または変更承認申請書は、様式第23とする。

附則

1. 本規則は、平成31年4月18日から施行する。

附則

1. 本規則は、令和2年5月21日から施行する。